経営会議の内容

件　　名	**大和市手数料条例の一部改正について**
所　管　部	街づくり計画部
日時・場所	平成２４年１１月２０日（火）１３：５０～１４：２０　政策会議室
出　席　者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、健康福祉部長、こども部長、環境農政部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、建築指導課長
提出理由	都市の低炭素化の促進に関する法律の公布に伴い、大和市手数料条例の一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	**【主な意見等】** ・都市の低炭素化の促進に関する法律（以下、法という。）は本年１２月５日までに施行される。条例の一部改正は１２月議会の議案であることから、施行は法の施行の後となる。法の施行後、改正条例が施行されるまでの間に認定の手続の申請があった場合、どのように対応するのか。 （所管部）法が施行されれば当然受付はしなければならない。改正条例が施行されるまでの間については無料で対応ということになる。ただ、国の対応が遅れていて、法の施行は間近に迫っているが、未だ施行令や施行規則の内容が示されておらず、制度の詳細が明らかになっていないため、業者等の申請者側も現在は準備を進めにくい状態にあるといえる。１２月５日までには施行令等も示されることとなるが、それから申請の準備を整えるとして、申請があるのは年明けくらいではないかと予想している。 ・申請数はどれくらいの見込みか。 （所管部）似た制度である長期優良住宅の認定の申請数を参考とし、年間２５０件程度と見込んでいる。そのほとんどが民間の登録住宅性能評価機関等による技術審査を経たうえでの、書類審査の申請と予想している。 ・低炭素建築物としての認定を受けた建築物は、用途地域の別にかかわりなく容積率の緩和措置を受けることができるのか。 （所管部）そのとおりである。 ・この新たな制度の周知は行うのか。 （所管部）建設業などの業界については、制度の詳細がさらに明らかになってくれば、説明会なども催したいと考えている。市民については広報などで周知を図っていく。
会議結果	案のとおり、進めていく。